

# 補綴歯科専門医資格更新の申請方法

(2022年4月1日制定)

補綴歯科専門医資格の更新申請をされる方々のためにその要点を挙げましたので、ご参照のうえご申請下さい。なお、詳細については規程集をご覧ください。

## 【必要条件】

### ●補綴歯科専門医更新に必要な研修単位

補綴歯科専門医の資格の更新に当っては、5年間に次の(1)から 20 単位以上、(2)から3単位と(3)から35単位以上、あるいは(3)から 38 単位以上、および(4)から 10 単位(2単位/年間)以上を含み、計 70 単位以上を修得しなければならない。ただし、(3)は基本的な症例を 10 装置以上、難症例を 3 例以上含むこととする。

#### (1) 本会学術大会等への出席

- イ 両会(本会と日本顎咬合学会)学術大会、支部学術大会および専門医研修会 4単位
- ロ 生涯学習公開セミナー 2単位
- ハ 歯科補綴学関連学会 2単位 但し長期海外滞在者については国際学術集会への出席を単位として認めることがある。

#### (2) 本会が認める学術集会又は刊行物における歯科補綴学に関連する報告

- イ 論文発表 筆頭著者 8単位  
共著者 4単位
- ロ 口演(ポスター)発表(症例報告を含む) 演者 6単位  
共同演者 3単位
- ハ 両会(本会と日本顎咬合学会)学術大会、支部学術大会における講師 (シンポジスト、同コーディネータ等を含む) 10 単位

#### (3) 歯科補綴学に関連する領域の疾患の診断および治療

- イ 治療を終了した基本的な症例 2単位(1装置) 10 装置以上
  - ロ 治療を終了した難症例 5単位(1口腔) 3症例以上
- ※指導医の更新申請要件:イより2装置以上、ロより2症例以上

#### (4) 専門医共通研修の必須項目の履修

(研修を主催した団体で受講後の試験(e-testing)に合格すると修了証が発行されます)

- イ 日本歯科専門医機構が認定した研修会、シンポジウム等 2単位
  - ロ 共通研修区分は①医療倫理、②患者・医療者関係の構築、③医療安全、④院内感染対策、⑤医療関連法規・医療経済とし、1 講習 1 時間を 1 単位、申請までの 5 年間で 10 単位以上
- なお、1 年間で 2 単位ずつ取得すること。

※但し、旧制度から移行の場合、2022.4.1 を起点に申請までの年数(猶予期間含む)×2 単位を取得

#### (5) 修練医・認定医・専門医認定委員会が認める講演会等の講師 4単位

#### (6) 歯科大学又は歯科医師臨床研修施設における常勤の指導 年間当り1単位 (辞令のコピー等証明できる書類を添付のこと。)

## 【申請方法】

### 1. 申請書類

(1) 専門医更新申請書（様式 18）

支払い方法を選択、記入。

(2) 本会学術大会ならびに関連学術集会出席記録（様式 19）

様式 19 の確認印は補綴歯科専門医認定小委員会で出席を確認のうえ押印。出席学会の当日参加費の領収証あるいは参加章がある場合には、そのコピーも添付のこと。

(3) 歯科補綴学に関する発表記録（様式 20）

様式 20 に記載の業績の別刷あるいは抄録部分のコピーを 1 部添付のこと。

(4) 歯科補綴学に関連する領域の疾患の治療記録

イ 治療を終了した基本装置（様式 8-1）

ロ 治療を終了した難症例（様式 8-2）

※イとロの症例は重複しないようにすること。

(5) 専門医共通研修の修了証のコピー

申請時点で揃っている修了証を添付のこと。申請に間に合わない修了証は後日郵送またはメールすること。必要に応じて

(6) 修練医・認定医・専門医認定委員会が認める講演会等の講師を証明するもの

(7) 歯科大学又は歯科医師臨床研修施設における指導を証明するもの

(8) 専門医認定証の写し

### 2. 申請料

申請書類一式が届き次第、事務局から順次、ご登録のメールアドレス宛に請求案内をさせていただきます。

会員ページよりお手続きください。

継続料(年間)	料金	消費税(10%)	合計
専門医継続料	5,455 円	545 円	6,000 円
指導医継続料	1,818 円	182 円	2,000 円

登録料(更新時)	料金	消費税(10%)	合計
専門医機構登録料	10,000 円	1,000 円	11,000 円

#### ①クレジット支払

#### ②銀行バンクチェック支払

会員マイページで受付作業をするとりそな銀行の口座が自動発行されます。(1つの請求につき1つの振込先口座)銀行窓口/ATM/ネットバンキングなど任意の方法でお振り込みください。必ず会員名でお振り込みください。

※年会費を自動口座振替に設定されている方は、会員マイページ

請求/入金情報欄の[支払方法を変更する] より支払方法を変更してお支払いしてください。

会員情報欄の[次回請求時の支払方法を変更する]より変更しますと、年会費の自動口座振替が解除されてしまいますのでご注意ください。

### 【更新申請にあたっての注意点】

1. 更新申請時点(認定期限の1年前から6ヵ月前)で更新の必要条件を満たしていない場合、更新申請以後認定期限までの必要条件の修得予定については、例えば、学術大会出席については学術大会名の後に“出席予定”と、論文発表等については業績内容の後に“掲載(発表)予定”と記入のうえ提出すること。
  2. “予定”で申請した単位を修得した場合には、学術大会出席であれば参加章のコピーを、業績については別刷等を速やかに学会事務局まで送付すること。
  3. 補綴歯科専門医認定小委員会は毎年4月と10月に開催されるため、申請時期によっては認定通知および新たな認定証の送付が認定期限日を過ぎることがある。
- ※ 提出された申請書類および一旦納入された更新手数料の返却はしない。

### 【資格更新の認定】

補綴歯科専門医資格の更新認定は、毎年4月と10月に行われる補綴歯科専門医認定小委員会および補綴歯科専門医・認定合同委員会で、審議して決定、理事会に報告する。

また、会員ページ登録メールアドレス宛に案内する5月または11月に開催される補綴歯科専門医認定試験(オンライン)を受験のこと。

### 【認定証の交付】

事務局から審査結果を申請者に通知する。申請者は日本補綴歯科学会専門医更新登録申請書(様式21)を事務局に送付する。手続き確認後、認定証を交付する。

### 【指導医の資格更新】

指導医の資格は補綴歯科専門医の資格が更新された時点で同時に更新されるため、特に指導医資格の更新手続きの必要はないが、補綴歯科専門医資格の更新がされなかった場合、指導医資格も喪失するので注意すること。

### 【歯科補綴学関連学会に関する申し合わせ】

補綴歯科専門医制度施行細則第10条(1)ハ. にいう補綴歯科専門医の資格更新の単位となる歯科補綴学関連学会(2単位)は以下の学会とする。但し、関連学会の出席のみで更新の単位(20単位)を満たすことはできない。

- |   |                 |
|---|-----------------|
| 1. 日本歯科医学会                                      | 2. 日本歯科理工学会     |
| 3. 日本老年歯科医学会                                    | 4. 日本顎顔面補綴学会    |
| 5. 日本顎口腔機能学会                                    | 6. 日本磁気歯科学会     |
| 7. 日本口腔リハビリテーション学会                              | 8. 日本口腔インプラント学会 |
| 9. 日本歯科審美学会                                     | 10. 日本顎関節学会     |
| 11. 日本接着歯学会                                     | 12. JADR        |
| 13. 補綴歯科専門医認定小委員会が認める補綴に関連する国際学会(参加を証明できるものが必要) |                 |